

千早赤阪村公告第 1 0 号

令和 5 年度普通財産売払に係る一般競争入札実施要領

令和 5 年度普通財産売払に係る一般競争入札実施要領を次のように定める。

令和 5 年 5 月 3 1 日

千早赤阪村長 南本 斎

令和 5 年度普通財産売払実施要領

1. 一般競争入札に付する売払物件

一般競争入札の対象となる売払物件は、以下のとおりとする。

物件 番号	種 別	物件の所 在地	地目／種 類・構造	面積	予定価格 (最低入札 価格)	入札保証金	開札日時
1	土地	南河内郡 千早赤阪 村大字東 阪 379 番 地 2	宅地	135.23 m ²	1,047,221 円	入札金額 の 100 分 の 3 以上	令和 5 年 6 月 2 6 日 (月) 午前 10 時 30 分から
	建物	南河内郡 千早赤阪 村大字東 阪 379 番 地 2 地上 (未登 記)	倉庫 (軽 量鉄骨 造、ルー フィング 葺、平家 建)	51.71 m ²	0 円		

※現状有姿での売買とする。

※予定価格は、当該物件における最低入札価格であり、予定価格未満での入札は無効とする。

2. 用途指定条件

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途に使用しないこと。
- (2) 千早赤阪村暴力団排除条例(平成25年条例第20号)第2条第1号から第3号又はその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しないこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に使用しないこと。
- (4) その他入札物件の用途として適当でないと村長が特に指定する用途に使用しないこと。
- (5) 契約者は、入札物件を譲渡する場合又は使用収益権を設定する場合、前述の(1)～(4)の条件を第三者に承継しなければならない。

3. 売払いの方法

一般競争入札により、売払う。一般競争入札とは、本村があらかじめ決めた予定価格以上で最も高い価格をつけた者に売却する方法。

入札参加申込者、入札者がいない物件については、先着順により売払う。

4. 入札の参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の各号に掲げるものは入札に参加することができない。また、代理人としても参加

できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、その事実のあった日から 3 年を経過していない者
- (3) 千早赤阪村暴力団排除条例（平成 25 年条例第 20 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に該当する者
- (4) 市町村税の滞納者
- (5) 公序良俗に反する目的に使用しようとする者
- (6) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者
- (7) 国又は地方公共団体から指名停止を受けている者
- (8) 本村の普通財産に関する事務に従事する職員

5. 実施要領等の配布

令和 5 年度普通財産売払実施要領等の配布期間及び配付場所は、次のとおりとする。

配布期間	令和 5 年 5 月 3 1 日（水）から令和 5 年 6 月 9 日（金）まで 午前 9 時から午後 5 時まで ※閉庁日（土・日曜日、祝日）は受付しない。
配付場所	〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地 千早赤阪村役場 本庁舎 3 階 総務部総務課 （連絡先）0721-72-0081 （村ホームページからのダウンロード可能）
配付書類	① 令和 5 年度普通財産売払実施要領 ② 普通財産売払一般競争入札参加申込書 ③ 誓約書 ④ 委任状

6. 入札参加申込の受付

(1) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

受付期間	令和5年5月31日（水）から令和5年6月9日（金）まで 午前9時から午後5時まで（必着） ※閉庁日（土・日曜日、祝日）は受付しない。
受付場所	〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地 千早赤阪村総務部総務課 （連絡先）0721-72-0081

(2) 提出書類及び申込み方法は、次のとおりとする。

提出書類 （個人の場合）	①普通財産売払一般競争入札参加申込書 ②誓約書 ③市町村税の完納証明書 ④発行後3ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書 ⑤身分証明書 ⑥登記されていないことの証明 ⑦共有者持分申出書（※共有者がいる場合） ⑧委任状（※代理人による入札及び契約を希望する場合）
提出書類 （法人の場合）	①普通財産売払一般競争入札参加申込書 ②誓約書 ③市町村税の完納証明書 ④発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書及び印鑑証明書 ⑤共有者持分申出書（※共有者がいる場合） ⑥委任状（※代理人による入札及び契約を希望する場合）
提出方法	上記提出書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）又は直接持参すること。

※提出された書類は返却しない。

※「身分証明書」とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明するものをいい、本籍地を管轄する市区町村で申請すること。（公告日以降に発行されたものに限る。）

※「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人の登記がされていないことを証明するものをいい、詳細は最寄りの法務局等に確認すること。（公告日以降に発行されたも

のに限る。)

(3) 資格審査

入札参加申込書及び必要書類を審査し、審査結果通知を送付する。審査の結果、参加を認める場合は、入札参加証及び入札関係書類を送付する。

(4) 共有名義による申込み

① 共有名義で申込みを受けた場合は、共有予定者のなかから1名の代表者を決めることとする。実際の入札の参加申込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみとする。

② 所有権の共有を希望する場合は、提出書類のうち、「普通財産売却一般競争入札参加申込書」にて連名で申込みをし、併せて「共有者持分申出書」を提出すること。また、「住民票及び印鑑登録証明書」(法人にあっては、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書)は共有持分者全員分を必要とする。

7. 現場説明について

現場説明は行わない。

8. 入札書等受付期間

(1) 入札書等の受付期間は、次のとおりとする。

受付期間	令和5年6月15日(木)から令和5年6月23日(金)まで 午前9時から午後5時まで(必着) ※閉庁日(土・日曜日、祝日)は受付しない。
------	---

(2) 提出書類及び提出方法

提出書類	①入札書(村指定入札書郵送用封筒に封入すること) ②入札保証金提出書(領収済の納入通知書兼領収書の写しを貼付すること) ③入札参加証の写し
------	---

	④入札保証金還付請求書
提出方法	上記入札受付期間中に、入札書類を郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）すること（※直接持参されても受付はしない）。
提出先	〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地 千早赤阪村総務部総務課 （連絡先） 0721-72-0081

（3） 入札保証金に関する事項

入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 3 以上を、本村が発行する納入通知書にて、本村の公金収納取扱金融機関で、指定する期日までに納付すること。落札者以外の入札保証金は、入札日以降のおおむね 1 ヶ月以内に入札参加者に返還する。

落札者の入札保証金は、契約締結後返還するか若しくは契約保証金の一部に充当することができる。なお、落札者が、本村が指定する期日までに契約を締結しない場合、入札保証金は本村に帰属する。

9. 開札

（1） 開札は、下記の日時及び場所にて行うものとする。

開札日	令和 5 年 6 月 2 6 日（月）午前 10 時 30 分から
場 所	〒585-0041 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 263 番地 くすのきホール 2 階第 1 会議室
持参書類	①入札参加証 ②本人確認資料（※運転免許証等本人と確認できるもの）。

（2） 開札時に入札参加者が立ち会わないときは、令 167 条の 8 の規定により当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

（3） 開札事務従事者及び開札立会人以外の者は、開札会場に入場できない。

（4） 入札回数は、1 回とする。

（5） 開札の結果、入札参加者が 1 者であった場合であっても、原則として入札を有効なものとして執行するものとする。

10. 入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ①入札に参加する資格の有しない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- ②入札金額が予定価格に達しない入札
- ③入札参加証を持参しない者の入札
- ④指定の日時までに入札書が本村に到着しなかった入札
- ⑤指定された郵送方法（一般書留郵便又は簡易書留郵便）以外の方法で郵送された入札
- ⑥入札保証金を納付していない者の入札
- ⑦記名押印を欠く入札
- ⑧金額を訂正した入札
- ⑨誤字、脱字等で意思表示が不明瞭である入札
- ⑩明らかに談合と認められる入札
- ⑪同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- ⑫その他入札に関して不正行為があったとき。

11. 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となる同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者によるくじによって落札者を決定する。くじ用数字を使って抽選を行うので、入札額以外に任意の3桁の数字を入札書の所定の欄に記入すること。

12. 契約書の作成

契約に際しては「千早赤阪村 村長（以下、売払人という。）」と、「落札者（以下、買受人という。）」との間で売買契約書を作成する。本村が指定する期日までに契約書の提出がない場合は、落札は無効となり、入札保証金の返還はしない。

なお、本村が保管する契約書に貼付する収入印紙については、買受人

の負担となる。

13. 議会の議決

村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する売払（物件の予定価格が700万円以上（土地については1件5,000㎡以上に限る。））に該当する場合は、本村議会の議決が必要となるため、議決を得るまでは仮契約となる。議会の議決後、本契約を締結する。

14. 契約保証金

売買代金の100分の10以上の金額とする。

買受人は納入期限（契約締結まで）までに、本村が発行する納入通知書にて本村の公金収納取扱金融機関で納付すること。納付にあたっては、既納の入札保証金を充当することができる。

ただし、契約締結日に売買代金を全額納付する場合は、納付の必要はない。また、契約保証金は売買代金の一部に充当する。

15. 契約金額の納入

買受人は、契約締結後30日以内に売買代金（※既に契約保証金を納付済の場合は、契約保証金控除後の売買代金となる。）を一括して納入すること。

また、納入期限までに、売買代金が完納されない時は契約を解除する。この場合、契約保証金は村に帰属する。

16. 物件の引き渡し

（1）権利移転の時期

売払代金全額の納付を確認した時点で売払物件の所有権は買受人に移転する。ただし、売払物件にかかる危険負担は、売買契約を締結した時点で買受人に移転する。

（2）引き渡し

売払物件は上記（1）による権利の移転と同時に、その時点の物件

の状況（現況有姿）で引き渡すものとする。

(3) 登記費用

権利移転に伴う費用（所有権移転登記にかかる登録免許税、その他登記に必要な費用）は買受人の負担とする。

(4) 登記手続き

売買した普通財産の所有権移転登記は、売買代金完納後に、買受人が速やかに行うものとする。

17. 契約不適合責任

契約締結後、買受人が物件に隠れた瑕疵を発見しても、売払代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

18. 問い合わせ先

(1) 担当部局

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村役場 総務部総務課

電話番号 0 7 2 1 - 7 2 - 0 0 8 1

F A X 番号 0 7 2 1 - 7 2 - 1 8 8 0

(2) 質問の受付

入札参加申込を完了した方からのみ質問を受付する。本実施要領について質問がある場合は、上記担当部局まで問い合わせすること。